

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 55 年 2 月まで

申立期間当時、大学 4 年生で、実家は自営業であったため、国民年金、国民健康保険ともに家族全員の分を一括して納付していた。昭和 55 年 3 月末に就職し厚生年金に加入したので、同年 3 月分の国民年金保険料の還付は受けたが、54 年 11 月から 55 年 2 月までの保険料までが還付され未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 52 年*月に国民年金に加入し、55 年 3 月に就職して厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、29 か月分の保険料が納付済みとなっていたところ、54 年 11 月 16 日に国民年金資格を喪失し、同年 11 月から 55 年 3 月までの保険料 16,500 円が還付された記録が、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録から確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのが昭和 55 年 3 月 28 日であるにもかかわらず、54 年 11 月 16 日に国民年金資格を喪失の上、納付済み保険料（55 年 3 月分を除く）が還付されなければならない合理的な理由は見当たらず、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
地区自治会の納付組織を通じて国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかないため、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 3 か月と短期間である上、A 市の国民年金被保険者名簿に記載されている納付年月日から、申立人は申立期間の前後についても保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金に強制加入した 20 歳以降申立期間を除き、60 歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私が 20 歳のころ、母が国民年金への加入を勧めてくれ、A 町役場（現在は、B 市役所）で加入手続をしてくれた。私も家業のクリーニング店を手伝っていたが、当時、店の経営は順調で、定期的に銀行員が売上げの集金や税金等の納付のために店に来ていたので、手続をしていながら保険料を納付しなかったとは考えられず、未納の期間があることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金への加入を勧め、役場で加入手続を行ってくれたとしているところ、当時同居していた両親は、昭和 41 年に国民年金に加入して以後は保険料をすべて納付しており、49 年からは両親共に付加保険料も納付するなど、申立期間当時家計を取り仕切っていた母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 10 か月と短期間であるとともに、納付済みとなっている期間については、すべて納付期限内に国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、母親が金融機関で保険料を納付していたという申立内容は基本的に信用でき、申立期間の保険料についても、加入手続時に役場で発行された納付書により納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が両親と共に従事していた家業の業績は順調であり、国民年金保険料を納付していた両親の資力及び生活状況に変化は見られない上、申立期間の両親の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料だけが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和51年3月16日から同年4月16日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を51年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年5月1日まで
② 昭和51年3月16日から同年4月16日まで

昭和31年6月に入社以来、平成3年3月15日付けで退職するまでC社及びその関連会社で継続勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者の記録が無い。納得がいかないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、C社からの回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社の関連会社であるA社及びC社D支社に継続して勤務し（昭和51年4月16日にA社からC社D支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる関連資料等はなく、納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、C社からの回答及び人事記録から、申立人が申立期間①において、E社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E社の後継会社であるC社には厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管されていない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間①における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同じゴルフ場に勤務していた元同僚2名においても、同ゴルフ場を経営していたE社における厚生年金保険加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 59 年 3 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 59 年 3 月から 63 年 3 月まで

ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月分については、母が私の国民年金の加入手続とともに保険料を納付してくれ、また、私が A 町役場（現在は、B 市役所）嘱託職員となった 59 年 3 月からは同役場出納窓口で私自身が保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 3 月 26 日に C 町において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 59 年 3 月から 60 年 12 月までの期間は時効により納付できず、61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間は過年度分扱いとなるが、申立人は、まとめて納付したとの主張もしておらず、過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、その母親は「役所へ納めたと思う。」と供述しているところ、その当時の加入手続及び納付方法等についての記憶が定かでなく、加入手続及び納付の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 307

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、昭和50年9月にA市役所で国民年金への加入手続をし、同年4月にさかのぼって、国民年金保険料と付加保険料を一緒に納付した。同年10月からの保険料は、付加保険料を併せて自治会で納付していた。

申立期間の3か月分の付加保険料のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月16日にA市で払い出されており、同年4月から同年9月までの国民年金保険料及び付加保険料が納付されていることは確認できる。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、翌年の昭和51年10月2日に納付されていることが過年度納付が記載された国民年金保険料現金納入者一覧表から確認できることから、50年10月から自治会で納付していたとする申立人の主張には齟齬がある。

また、付加保険料は、制度上、過年度納付することができず、申立期間の国民年金保険料が納付された昭和51年10月2日の国民年金保険料現金納入者一覧表にもその納付記録が無いことから、申立人は、この時点では、申立期間の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 431 (事案 37 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から62年4月1日まで
前回の申立ての際には、資料不足により、A社B支店に勤務していた期間を厚生年金の被保険者であったと認められなかったが、勤務当時の預金通帳が見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いこと、ii) 申立人の事業所における雇用保険加入記録が確認できないこと、iii) 申立人は申立期間中に国民健康保険及び国民年金に加入していたことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たに申立期間当時の預金通帳を提出し、今回再申立てを行っているが、提出された預金通帳の記載内容から、申立期間と同じ7か月間の給与振込みが確認できることから、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことは認められるものの、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる新たな情報を得ることはできない。

また、申立人が氏名を記憶する同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、申立人同様に当該期間においては国民年金に加入していたことが確認できることから、A社B支店においては、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。